

令和5年8月

飯田市議会第3回定例会

新旧対照表

- | | |
|--------|---|
| 議案第70号 | 飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第71号 | 飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第72号 | 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） |

飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例新旧対照表（最終 平成27年3月26日飯田市条例第8号）

改正後（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、市の区域に所在するものをいう。</u></p> <p>(4) 所有者等 法第5条に規定するものをいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 市の区域において不動産業、建設業その他の空家等の活用（法第7条第2項第5号に規定する活用をいう。以下同じ。）に関連する事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>準特定空家等 特定空家等に該当しない空家等であって、次のいずれかに掲げる状態にあると市長が認めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物又はこれに附属する工作物が倒壊し、又はその部材が落下し、若しくは飛散することによって、保安上危険となるおそれのある状態</u></p> <p><u>イ 草木の著しい繁茂又は害虫、ねずみその他の生物の著しい発生により、衛生上有害となるおそれ又は景観を損なうおそれのある状態</u></p> <p><u>ウ 不特定の者の侵入を容易に許し、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、適切な管理が行われていないことにより周辺の良好な生活環境の維持を図る上で支障を生じるおそれがあるものとして市長が規則で定める状態</u></p> <p>(4) 所有者等 法第3条に規定するものをいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 市の区域において不動産業、建設業その他の空家等の活用（法第6条第2項第5号に規定する活用をいう。以下同じ。）に関連する事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。</p>

改正後（案）	現行
<p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画（<u>法第7条第1項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 市民は、特定空家等又は<u>管理不全空家等</u>があると認めるときは、速やかにその情報を市又はこれらの空家等が所在する地域自治区（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第2条の規定により設置されたものをいう。以下同じ。）に係るまちづくり委員会に提供するものとする。</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第7条 市長は、<u>公共の安全を確保するため緊急に措置を講ずる必要があると認める特定空家等又は所有者等が不明な管理不全空家等</u>（以下この条においてこれらを総称して「<u>対象空家等</u>」という。）について、当該措置を講ずることにより空家等の形状を著しく変形させることはないと思込まれるときは、当該公共の安全の確保に必要な最低限度の措置（以下この条において「<u>緊急安全措置</u>」という。）を講じることができる。</p>	<p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画（<u>法第6条第1項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市民の責務）</p> <p>第4条 市民は、特定空家等又は<u>準特定空家等</u>があると認めるときは、速やかにその情報を市又はこれらの空家等が所在する地域自治区（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第2条の規定により設置されたものをいう。以下同じ。）に係るまちづくり委員会に提供するものとする。</p> <p>（<u>助言又は指導</u>）</p> <p>第7条 <u>市長は、準特定空家等の所有者等に対し、当該準特定空家等に関し、第2条第3号に規定する状態の改善を図るために必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。</u></p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第8条 市長は、<u>著しく保安上危険となるおそれのある状態にある特定空家等又は第2条第3号アに規定する状態にある準特定空家等</u>（以下この条においてこれらを総称して「<u>空家等</u>」という。）について、<u>公共の安全を確保するため緊急の必要があり、かつ、その実施により空家等の形状を著しく変形させることはないと思込まれるときは、当該公共の安全の確保に必要な最低限度の措置</u>（以下この条において「<u>緊急安全措置</u>」という。）を講じることができる。</p>

改正後（案）	現行
<p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、<u>対象空家等の所有者等</u>に対し、行った措置の内容を文書により通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知は、<u>対象空家等の所有者等</u>を確認することができないときは、<u>同項</u>に規定する内容を公告することをもってこれに代えることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、<u>空家等の所有者等</u>に対し、行った措置の内容を文書により通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知は、<u>過失がなくて空家等の所有者等</u>を確認することができないときは、<u>前項</u>に規定する内容を公告することをもってこれに代えることができる。</p> <p><u>（軽微な措置）</u></p> <p><u>第9条 市長は、特定空家等又は準特定空家等（以下この条においてこれらを総称して「空家等」という。）について、次に掲げるいずれかの措置（以下この条において「軽微な措置」という。）をとることにより周辺における保安、衛生、景観、防災、防犯等について良好な生活環境の維持を図る上での支障を除去し、又は軽減することができる</u>と認めるときは、<u>当該空家等の所有者等</u>に対し、<u>相当の期限を定めて、軽微な措置を講じるよう命令することができる。</u></p> <p><u>(1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖</u></p> <p><u>(2) 開放されている門扉の閉鎖</u></p> <p><u>(3) 草刈り</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る軽微な措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項に規定する期限までに完了</u></p>

改正後（案）	現行
<p>第8条～第10条（略） （審議会）</p> <p>第11条 市長は、法第8条第1項に規定する協議及び法第22条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは同条第10項の規定により市が行う措置に関する審査を行うため、飯田市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～14（略） （関係機関との連携）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 市長は、法及びこの条例の規定の施行に必要な限度において、特定空家等及び管理不全空家等の所有者等に関する情報をこれらの空家等が所在する地域自治区に係るまちづくり委員会に提供することができる。</p> <p>3（略） （委任）</p>	<p>する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該軽微な措置を講じることができる。</p> <p>3 市長は、前項に規定する軽微な措置をまちづくり委員会に行わせることができる。</p> <p>4 第1項の規定による命令については、飯田市行政手続条例（平成8年飯田市条例第12号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>第10条～第12条（略） （審議会）</p> <p>第13条 市長は、法第7条第1項に規定する協議及び法第14条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは同条第10項の規定により市が行う措置に関する審査を行うため、飯田市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～14（略） （関係機関との連携）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 市長は、法及びこの条例の規定の施行に必要な限度において、特定空家等及び準特定空家等の所有者等に関する情報をこれらの空家等が所在する地域自治区に係るまちづくり委員会に提供することができる。</p> <p>3（略） （委任）</p>

改正後（案）	現行
<u>第13条</u> （略）	<u>第15条</u> （略）

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第16号）

改正後（案）	現行
<p>(印鑑登録原票への登録事項等)</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、市長は、<u>印鑑登録原票に、同項の規定による登録又は第9条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付を行うために必要となる事項を登録することができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録を受けている者は、印鑑登録証に代えて、住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限り、次項において同じ。）又は個人番号カードを添えて申請することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証又は住民基本台帳カード若しくは個人番号カード（以下この項においてこれらを総称して「印鑑登録証等」という。）に記載されている事項及び印鑑登録原票の登録事項と当該申請の内容を照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、<u>印鑑登録証等を返付しなければならない。</u></u></p>	<p>(印鑑登録原票への登録事項等)</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、市長は、<u>印鑑登録原票に、前項の規定による登録又は第9条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付を行うために必要となる事項を登録することができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条（略）</p> <p><u>2 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、<u>印鑑登録証を返付しなければならない。</u></u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が交付の申請をする場合は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>4 第1項の規定にかかわらず、登録を受けている者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに</u></p>	<p><u>申請することができる。この場合において、交付の申請をする者は、印鑑登録証に代えて、住民基本台帳カード又は個人番号カードを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 登録を受け、かつ、住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限る。）の交付を受けた者 書面による方法</u></p> <p><u>(2) 登録を受け、かつ、個人番号カードの交付を受けた者 次のいずれかの方法</u></p> <p><u>ア 書面による方法</u></p> <p><u>イ 飯田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年飯田市条例第52号）第3条の電子情報処理組織による申請をする方法。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを提示する場合に限る。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、前項の規定により交付の申請があった場合に準用する。この場合において「印鑑登録証」とあるのは「住民基本台帳カード又は個人番号カード」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>限る。）を用いて、電子情報処理組織（飯田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年飯田市条例第52号）第3条第1項に規定するものをいう。）を使用する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第12条 登録を受けている者は、次の各号に規定する行為を代理人に行わせることができる。この場合において代理人は、代理権の授与があった旨を証明する書面を市長に示さなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>前条第1項</u>及び第2項の規定により行う申請</p>	<p>（代理人）</p> <p>第12条 登録を受けている者は、次の各号に規定する行為を代理人に行わせることができる。この場合において代理人は、代理権の授与があった旨を証明する書面を市長に示さなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>第11条第1項</u>及び第2項の規定により行う申請</p>

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第24号）

改正後（案）	現行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>